

試験研究施設における 向精神薬取扱いの手引

平成24年2月

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課

試験研究施設における向精神薬取扱いの手引

第1 分類

向精神薬は、その乱用の危険性と治療上の有用性により、第1種向精神薬、第2種向精神薬、第3種向精神薬の3種類に分類されています。第1種向精神薬にはメチルフェニデートなど、第2種向精神薬にはフルニトラゼパム、ペンタゾシンなど、第3種向精神薬にはトリアゾラム、ブロチゾラムなどが指定されています。

第2 登録（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第50条の5、麻薬及び向精神薬取締法施行規則（以下「施行規則」という。）第55条）

- （1） 学術研究又は試験検査のため向精神薬を製造し、又は使用する施設（以下「向精神薬試験研究施設」という。）の設置者は、次により、地方厚生（支）局長又は都道府県知事の登録を受けてください。

（注）

- a) 向精神薬とは、法別表第三に掲げる物、及び、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令第3条各号に掲げる物です。
- b) 登録を受けなければ、向精神薬を製造し、製剤し、譲り受け、又は譲り渡すことができません。

なお、免許を受けた向精神薬製造製剤業者が試験検査、製剤試験等の目的で向精神薬を製造し、製剤し、譲り受け、又は譲り渡すことは可能です。

- ① 国の設置する向精神薬試験研究施設にあってはその施設の長が、地方厚生（支）局長に登録申請してください。

（注）

- a) 施設の長は、学部長、研究所長等をいいます。
- b) 申請書は、学部、研究所ごとに、施設の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に提出してください。
- c) 登録の有効期間は無期限です。

- ② 地方公共団体の設置する向精神薬試験研究施設にあってはその施設の長が、又、その他の向精神薬試験研究施設にあってはその施設の設置者が、都道府県知事に登録申請してください。

（注）

- a) 地方公共団体が設置する施設の長は、学部長、研究所長等をいいます。
- b) 法人の場合、具体的な申請は、例えば、〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、学校法人△△ 理事長△△△△が行うこととなります。
- c) 申請書は、学部、研究所ごとに、施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出してください。
- d) 登録の有効期間は無期限です。

(2) 登録証の取扱い等（法第50条の7）

- ① 地方厚生（支）局長又は都道府県知事から交付された登録証を他人に譲り渡し、又は貸与することはできません。
- ② 登録証の記載事項に変更が生じたとき、向精神薬に関する試験研究を廃止したとき、又は法人たる設置者が解散したときは、30日以内に届け出て（注）ください。
- ③ 登録証をき損し、又は亡失したときは、30日以内に登録証の再交付を申請（注）してください。

（注） 届出又は申請先は、登録を行った地方厚生（支）局長又は都道府県知事です。

第3 譲受け（法第50条の16）

- （1） 向精神薬を譲り受けすることができる相手は、免許を受けた向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者及び登録を受けた他の向精神薬試験研究施設です。

（注） 薬局開設者及び医薬品の卸売販売業の許可を受けた者は、都道府県知事に別段の申出をしない限り、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされます（法第50条の26）。

- （2） その他、臨床試験のため病院、診療所又は飼育動物診療施設の開設者に譲り渡した向精神薬が返品される場合や、病院、診療所又は飼育動物診療施設の開設者が患者の試験検査のために必要な向精神薬を譲り渡す場合も譲り受けことができます。

第4 譲渡し（法第50条の16）

向精神薬を次の場合以外に譲り渡すことはできません。

- ① 登録を受けた他の向精神薬試験研究施設に譲り渡す場合
- ② 向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者に返品する場合
- ③ 臨床試験のため病院、診療所又は飼育動物診療施設の開設者に譲り渡す場合
- ④ 同一法人の他の向精神薬営業所（注）に渡す場合

（注） 向精神薬営業所とは、向精神薬営業者が免許を受けて業務上向精神薬を取り扱う店舗、製造所、製剤所及び薬局をいいます（法第2条第35号）。

第5 保管（法第50条の21・施行規則第40条）

- （1） 譲り受けた向精神薬は、次により保管しなければなりません。

- ① 登録をした施設内に保管すること。
- ② 保管する場所は、研究従事者が実地に盗難の防止に必要な注意をしている場合以外は、かぎをかけること。

〔例〕

- a) 薬品倉庫に保管する場合で、夜間、休日で保管場所を注意する者がいない場合は、その出入口にかぎをかけること。

日中、研究従事者が必要な注意をしている場合以外は、出入口にかぎをかけること。

- b) ロッカーや引き出しに入れて保管する場合も、夜間、休日で必要な注意をする者がいない場合には、同様に、ロッカーや引き出しあるいはその部屋の出入口のいずれか

にかぎをかけること。

- (2) ペンタゾシン、ブプレノルフィン等の向精神薬注射剤については、特に乱用・盗難のおそれが高いので保管管理を厳重にし、不正使用や盗難防止に一層留意してください。

第6 廃棄（法第50条の21）

- (1) 向精神薬の廃棄について、許可や届出の必要はありませんが、第1種向精神薬及び第2種向精神薬を廃棄したときは記録が必要です。（第8 記録の項参照）
- (2) 廃棄は、焼却、酸、アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、向精神薬の回収が困難な方法により行ってください。

第7 事故（法第50条の22）

向精神薬試験研究施設で所有する向精神薬について、下記の数量以上の滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその向精神薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「向精神薬事故届」により登録を行った地方厚生（支）局長又は都道府県知事に届け出てください（施行規則第41条）。

- * 下記以下の量であっても、盗取・詐取等の場合には、登録を行った地方厚生（支）局長又は都道府県知事に届け出ると共に警察署にも届け出てください。

末、散剤、顆粒剤	100グラム（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル（バイアル）
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

- * ODフィルム剤は「錠剤」にあたります。

第8 記録（法第50条の23第3項及び第4項）

- (1) 第1種向精神薬又は第2種向精神薬を譲り受け、譲り渡し、又は廃棄したときは、次の事項を記録し、この記録を最終記載の日から2年間保存しなければなりません。

- ① 向精神薬の品名（又は販売名）・数量
- ② 譲り受け、譲り渡し、又は廃棄した年月日
- ③ 譲受け又は譲渡しの相手方の営業所等の名称・所在地

(注)

- a) 同一法人の営業所等との間で譲受け又は譲渡しがあった場合も、記録する必要があります。
- b) 向精神薬が記載された伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。
- c) 使用に関する記録は必要ありません。
- d) 第3種向精神薬については、記録義務はありませんが、譲受けについて記録し、定

期的に在庫確認をすることが望ましいです。

- (2) 第1種、第2種、又は第3種向精神薬を輸入し、輸出し、又は製造したときは、次の事項を記録し、この記録を最終記載の日から2年間保存しなければなりません。

- ① 向精神薬の品名・数量
- ② 輸入し、輸出し、又は製造した年月日
- ③ 輸入又は輸出の相手方の氏名（又は名称）・住所

(注)

- a) 製造とは、合成すること、抽出すること、精製することをいい、製剤化することとは含まれません。
- b) 使用に関する記録は必要ありません。

第9 製造量等の届出（法第50条の24第2項、施行規則第43条）

向精神薬試験研究施設ごとに毎年2月末日までに、次に掲げる事項を届け出てください。

- ① 前年中に輸入し、輸出し、又は製造した向精神薬の品名・数量
- ② 輸入又は輸出の相手国の名称

(注)

- a) 届出先は、登録を行った地方厚生（支）局長又は都道府県知事です。
- b) 向精神薬の製剤、使用、譲受け又は譲渡しについては、届け出る必要はありません。

第10 立入検査（法第50条の38）

- (1) 立入検査は、向精神薬の取締り上必要があるときに行われます。犯罪捜査の目的で行われるものではありません。
- (2) 立入検査を行う職員（麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員）は、身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求めて確認してください。
- (3) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります（法第72条第11号）。

第11 その他

1) 容器等の記載（法第50条の19、施行規則第37条）

向精神薬卸売業者等から譲り受ける向精神薬の外箱等には、「㊥」の記号等が表示されます。
なお、治験薬の場合は、「㊥」の記号等の表示が省略されていることがあります。

2) 輸入、輸出（法第50条の8及び第50条の11）

- (1) 向精神薬試験研究施設設置者は、地方厚生（支）局長の許可を受ければ向精神薬を輸入又は輸出することができます。
- (2) 輸入又は輸出の都度、輸出許可申請書又は輸入許可申請書を施設の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に提出して許可を受けてください。

なお、向精神薬の種類によっては、相手国政府の証明書等の提出が必要となりますので、事前に相手国の在日大使館等に照会し、確認してください。

3) 適用除外等（法第50条の25、施行規則別表第二）

次に掲げる物（ただし、人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物を除く。）を譲り受け、使用し（製剤する場合を除く。）、譲り渡す場合は、向精神薬試験研究施設設置者の登録を受ける必要はありません。

- ① バルビタールとして2.5%以下を含有する物
- ② バルビタールとして20%以下を含有し、かつ、血清を含有する物であって、一容器中バルビタールとして100mg以下を含有するもの
- ③ バルビタールとして20%以下を含有する物であって、一容器中バルビタールとして10mg以下を含有するもの
- ④ バルビタールとして50%以下を含有し、かつ、血清を含有する物であって、一容器中バルビタールとして10mg以下を含有するもの
- ⑤ バルビタール及びヨウ化アセチルコリンを含有する物であって、一個中バルビタールとして10mg以下を含有するもの
- ⑥ クロナゼパム、ジアゼパム又はフェノバルビタールとして0.1%以下を含有する物
- ⑦ 放射性物質を含有する物

【参考】向精神薬一覧（平成24年1月現在）

1 物質名一覧表

	物 質 名	薬理作用			物 質 名	薬理作用	
第 1 種	ジペプロール	鎮 咳		第 3 種	テマゼパム	中 枢 抑 制	
	セコバルビタール	中 枢 抑 制	○		デロラゼパム	中 枢 抑 制	
	フェネチリン	中 枢 興 奮			トリアゾラム	中 枢 抑 制	○
	フェンメトラジン	中 枢 興 奮			ニトラゼパム	中 枢 抑 制	○
	メクロカロン	中 枢 抑 制			ニメタゼパム	中 枢 抑 制	○
	メタカロン	中 枢 抑 制			ノルダゼパム	中 枢 抑 制	
	メチルフェニデート	中 枢 興 奮	○		ハラゼパム	中 枢 抑 制	
	モダフィニル	中 枢 興 奮	○		バルビタール	中 枢 抑 制	○
第 2 種	アモバルビタール	中 枢 抑 制	○		ハロキサゾラム	中 枢 抑 制	○
	カチン	中 枢 興 奮			ピナゼパム	中 枢 抑 制	
	グルテチミド	中 枢 抑 制			ビニルビタール	中 枢 抑 制	
	シクロバルビタール	中 枢 抑 制			ピプラドロール	中 枢 興 奮	
	ブタルビタール	中 枢 抑 制			ピロバレロン	中 枢 興 奮	
	ブプレノルフィン	鎮 痛	○		フェノバルビタール	中 枢 抑 制	○
	フルニトラゼパム	中 枢 抑 制	○		フェンカンファミン	中 枢 興 奮	
	ペンタゾシン	鎮 痛	○		フェンジメトラジン	中 枢 興 奮	
第 3 種	ペントバルビタール	中 枢 抑 制	○		フェンテルミン	中 枢 興 奮	
	アミノレクス	中 枢 興 奮			フェンプロボレクス	中 枢 興 奮	
	アルプラゾラム	中 枢 抑 制	○		ブトバルビタール	中 枢 抑 制	
	アロバルビタール	中 枢 抑 制	○		プラゼパム	中 枢 抑 制	○
	アンフェプラモン	中 枢 興 奮			フルジアゼパム	中 枢 抑 制	○
	エスクロルビノール	中 枢 抑 制			フルラゼパム	中 枢 抑 制	○
	エスタゾラム	中 枢 抑 制	○		ブロチゾラム	中 枢 抑 制	○
	エチナメート	中 枢 抑 制			プロピルヘキセドリン	中 枢 興 奮	
	エチランフェタミン	中 枢 興 奮			ブロマゼパム	中 枢 抑 制	○
	オキサゼパム	中 枢 抑 制			ペモリン	中 枢 興 奮	○
	オキサゾラム	中 枢 抑 制	○		ベンツフェタミン	中 枢 興 奮	
	カマゼパム	中 枢 抑 制			マジンドール	食 欲 抑 制	○
	クアゼパム	中 枢 抑 制	○		ミダゾラム	中 枢 抑 制	○
	クロキサゾラム	中 枢 抑 制	○		メソカルブ	中 枢 興 奮	
	クロチアゼパム	中 枢 抑 制	○		メダゼパム	中 枢 抑 制	○
	クロナゼパム	抗てんかん	○		メチプリロン	中 枢 抑 制	
	クロバザム	抗てんかん	○		メチルフェノバルビタール	中 枢 抑 制	
	クロラゼブ酸	中 枢 抑 制	○		メフェノレクス	中 枢 興 奮	
	クロルジアゼポキシド	中 枢 抑 制	○		メプロバメート	中 枢 抑 制	
	ケタゾラム	中 枢 抑 制			レフェタミン	鎮 痛	
	ジアゼパム	中 枢 抑 制	○		ロフラゼブ酸エチル	中 枢 抑 制	○
	セクブタバルビタール	中 枢 抑 制			ロプラゾラム	中 枢 抑 制	
	ゾルピデム	中 枢 抑 制	○		ロラゼパム	中 枢 抑 制	○
	テトラゼパム	中 枢 抑 制			ロルメタゼパム	中 枢 抑 制	○

注1) それぞれの物質の塩類及びそれらを含むものを含む。

注2) ○印は、日本国内で医薬品として流通しているものを示す。

2 向精神薬（商品名：例示）一覧表【物質名順】

（１）第１種向精神薬で市販されているもの

物 質 名	商 品 名（ 会 社 名 ）
セコバルピタールナトリウム	注射用アイオナール・ナトリウム(0.2)（日医工）
メチルフェニデート塩酸塩	コンサータ錠18mg・錠27mg（ヤンセンファーマ） リタリン散1%・リタリン錠10mg（ノバルティスファーマ）
モダフィニル	モディオダール錠100mg（アルフレッサファーマ＝田辺三菱製薬）

（２）第２種向精神薬で市販されているもの

物 質 名	商 品 名（ 会 社 名 ）
アモバルピタール	イソミタール原末（日本新薬）
ブプレノルフィン	ノルスパンテープ5mg・テープ10mg・テープ20mg （ムンディファーマ＝久光製薬）
ブプレノルフィン塩酸塩	ザルバン注0.2mg・注0.3mg（日新製薬） レペタン注0.2mg・注0.3mg・坐剤0.2mg・坐剤0.4mg（大塚製薬）
フルニトラゼパム	サイレース錠1mg・錠2mg・静注2mg（エーザイ） ビビットエース錠1mg・錠2mg（辰巳化学＝日本ジェネリック） フルトラース錠1mg・錠2mg（シオノケミカル） フルニトラゼパム錠1mg「アメル」・錠2mg「アメル」（共和薬品工業） フルニトラゼパム錠1mg「JG」・錠2mg「JG」（日本ジェネリック） ロヒプノール錠1・錠2・静注用2mg（中外製薬）
ペンタゾシン	ソセゴン注射液15mg・注射液30mg（アステラス製薬） トスパリール注15・注30mg（小林化工） ペンタジン注射液15・注射液30（第一三共）
ペンタゾシン塩酸塩 （塩酸ペンタゾシン）	ソセゴン錠25mg（アステラス製薬） ペルタゾン錠25（あすか製薬＝日本化薬） ペンタジン錠25（第一三共）
ペントバルピタールカルシウム	ラボナ錠50mg（田辺三菱製薬）

（３）第３種向精神薬で市販されているもの

物 質 名	商 品 名（ 会 社 名 ）
アルプラゾラム	アゾリタン錠0.4（大洋薬品工業） アルプラゾラム錠0.4mg「トーワ」・錠0.8mg「トーワ」（東和薬品） カームダン錠0.4mg・錠0.8mg（共和薬品工業） コンスタン0.4mg錠・0.8mg錠（武田薬品工業） ソラナックス0.4mg錠・0.8mg錠（ファイザー製薬） メデポリン錠0.4・錠0.8（メディサ新薬＝沢井製薬）

エスタゾラム	エスタゾラム錠1mg「アメル」・錠2mg「アメル」 (共和薬品工業＝日医工) ユーロジン散1%・1mg錠・2mg錠 (武田薬品工業)
オキサゾラム	セレナール散10%・錠5・錠10 (第一三共) ベルサル細粒10%・錠10mg (イセイ)
クアゼパム	クアゼパム錠15mg「アメル」・錠20mg「アメル」 (共和薬品工業) クアゼパム錠15mg「サワイ」・錠20mg「サワイ」 (沢井製薬) クアゼパム錠15mg「トーワ」・錠20mg「トーワ」 (東和薬品) クアゼパム錠15mg「日医工」・錠20mg「日医工」 (日医工) クアゼパム錠15mg「MNP」・錠20mg「MNP」 (日新製薬＝Meiji Seika ファルマ) クアゼパム錠15mg「YD」 (陽進堂＝日本ジェネリック＝富士フィルムファーマ) クアゼパム錠20mg「YD」 (陽進堂＝日本ジェネリック) ドラール錠15・錠20 (久光製薬＝田辺三菱製薬)
クロキサゾラム	セパゾン散1%・錠1・錠2 (第一三共)
クロチアゼパム	イソクリン糖衣錠5・錠10mg (沢井製薬) クロチアゼパム錠5mg「トーワ」・錠10mg「トーワ」 (東和薬品) ナオリーゼ錠5mg・錠10mg (鶴原製薬) リーゼ顆粒10%・錠5mg・錠10mg (田辺三菱製薬＝吉富薬品) リリフター錠5・錠10 (日医工ファーマ＝日医工)
クロナゼパム	ランドセン細粒0.1%・細粒0.5%・錠0.5mg・錠1mg・錠2mg (大日本住友製薬) リボトリール細粒0.1%・細粒0.5%・錠0.5mg・錠1mg・錠2mg (中外製薬)
クロバザム	マイスタン細粒1%・錠5mg・錠10mg (大日本住友製薬＝アルフレッサファーマ)
クロラゼブ酸ナトリウム	メンドンカプセル7.5mg (アボットジャパン)
クロルジアゼポキシド	コンスーン散1%・錠5・錠10 (鶴原製薬) コントロール散1%・散10%・5mg・10mgコントロール錠 (武田薬品工業) バランス散10%・錠5mg・錠10mg (丸石製薬)
ジアゼパム	ジアゼパム散1%「アメル」・錠2mg「アメル」・錠5mg「アメル」 (共和薬品工業) ジアゼパム錠2「サワイ」 (沢井製薬) ジアゼパム錠2「トーワ」・錠5「トーワ」 (東和薬品) ジアゼパム注射液5mg「タイヨー」・10mg「タイヨー」 (大洋薬品工業) ジアパックス錠2mg・錠5mg (大鵬薬品工業) セエルカム錠2・錠5・錠10 (鶴原製薬)

	セルシン散 1%・シロップ 0.1%・注射液 5mg・注射液 10mg、2mg・5mg・10mgセルシン錠（武田薬品工業） セレナミン錠 2mg・錠 5mg（旭化成ファーマ） ダイアップ坐剤 4・坐剤 6・坐剤 10（和光堂） パールキット散 1%・錠 2mg・錠 5mg（ニプロファーマ） ホリゾン散 1%・錠 2mg・錠 5mg・注射液 10mg（アステラス製薬） リリバー散 1%（マイラン製薬）
ゾルピデム酒石酸塩	マイスリー錠 5mg・錠 10mg（アステラス製薬）
トリアゾラム	アサシオン 0.25mg錠（長生堂製薬＝田辺製薬販売＝日本ケミファ）＜経＞ アスコマーナ錠 0.125mg（日新製薬） アスコマーナ錠 0.25（日新製薬＝富士フィルムファーマ） カムリトン 0.25mg錠（寿製薬） トリアゾラム錠 0.125mg「タナベ」・錠 0.25mg「タナベ」 （長生堂製薬＝田辺三菱製薬＝田辺製薬販売） トリアゾラム錠 0.125mg「EMEC」・0.25mg「EMEC」 （サンノーバ＝エルメッドエーザイ） トリアゾラム錠 0.125mg「JG」・錠 0.25mg「JG」 （大興製薬＝日本ジェネリック） トリアゾラム錠 0.125mg「TCK」（辰巳化学） トリアゾラム錠 0.25mg「TCK」（辰巳化学＝マイラン製薬） トリアゾラム錠 0.25mg「TSU」（鶴原製薬） トリアラム錠 0.125mg・0.25mg（小林化工） ネスゲン錠「0.25」（辰巳化学＝マイラン製薬） ハルシオン 0.125mg錠・0.25mg錠（ファイザー製薬） ハルラック錠 0.125mg・錠 0.25mg（富士薬品＝共和薬品工業） パルレオン錠 0.125mg・錠 0.25mg（大洋薬品工業） ミンザイン錠 0.125mg・錠 0.25mg（日医工）
ニトラゼパム	チスボン錠 5・錠 10（鶴原製薬） ニトラゼパム錠 5mg「トーワ」（東和薬品） ニトラゼパム錠 5mg「JG」・錠 10mg「JG」（日本ジェネリック） ネルボン散 1%・錠 5mg・錠 10mg（第一三共） ネルロレン細粒 1%（辰巳化学） ネルロレン錠「5」・錠「10」（辰巳化学＝日本ジェネリック） ノイクロニック錠 5（大洋薬品工業） ヒルスカミン錠 5mg（イセイ） ベンザリン細粒 1%・錠 2・錠 5・錠 10（塩野義製薬）
ニメタゼパム	エリミン錠 3mg・錠 5mg（大日本住友製薬）
バルビタール	バルビタール「ホエイ」（マイラン製薬）

ハロキサゾラム	ソメリン細粒 1%・錠 5mg・錠 10mg （第一三共）
フェノバルビタール	フェノバル原末・散 10%・錠 30mg・エリキシル 0.4%・注射液 100mg （藤永製薬＝第一三共） フェノバルビタール シオエ（末） （シオエ製薬＝日本新薬＝吉田製薬） フェノバルビタール「ホエイ」（末）・散 10%「ホエイ」 （マイラン製薬） フェノバルビタール散 10%「シオエ」 （シオエ製薬＝日本新薬） フェノバルビタール散 10%「ヒシヤマ」 （ニプロファーマ） フェノバルビタール散 10%「マルイシ」 （丸石製薬＝吉田製薬） フェノバルビタール散 10%「J G」 （日本ジェネリック）
フェノバルビタールナトリウム	ノーベルバル静注用 250mg （ノーベルファーマ＝アルフレッサファーマ） 10%フェノバルビタール注「ノーベル」 （ノーベルファーマ＝日医工）＜経＞ ルピアル坐剤 25・坐剤 50・坐剤 100 （久光製薬） ワコビタール坐剤 15・坐剤 30・坐剤 50・坐剤 100 （和光堂）
フェノバルビタールの配合剤	アストモリジン配合腸溶錠・配合胃溶錠 （マルホ） トランコロン P 配合錠 （アステラス製薬） ヒダントール D 配合錠・E 配合錠・F 配合錠 （藤永製薬＝第一三共） 複合アレピアチン配合錠 （大日本住友製薬） ベゲタミン－A 配合錠・－B 配合錠 （塩野義製薬）
プラゼパム	セダプランコーワ錠 5・錠 10 （興和＝興和創薬）＜経＞
フルジアゼパム	エリスパン細粒 0.1%・錠 0.25 mg （大日本住友製薬）
フルラゼパム塩酸塩	ダルメートカプセル 15 （共和薬品工業） ベノジールカプセル 10・カプセル 15 （協和発酵キリン）
プロチゾラム	アムネゾン錠 0.25mg （日新製薬＝第一三共エスファ） グッドミン錠 0.25mg （田辺三菱製薬＝吉富薬品） ゼストロミン錠 0.25mg （東和薬品） ソレントミン錠 0.25mg （大正薬品工業＝興和テバ＝マイラン製薬） ネストローム錠 0.25mg （辰巳化学＝富士フィルムファーマ） ノクスター錠 0.25mg （アルフレッサファーマ） プロゾーム錠 0.125mg・錠 0.25mg （ニプロファーマ） プロチゾラム錠 0.25mg「タイヨー」・OD錠 0.25mg「タイヨー」 （大洋薬品工業） プロチゾラム錠 0.25mg「CH」 （長生堂製薬＝田辺製薬販売） プロチゾラム錠 0.25mg「J G」・OD錠 0.25mg「J G」 （大興製薬＝日本ジェネリック） プロチゾラム錠 0.25mg「Y D」 （陽進堂） プロチゾラム M錠 0.25「EMEC」 （サンノーバ＝エルメッドエーザイ） プロチゾラン錠 0.25mg （日医工）

	プロメトン錠0.25mg (マイラン製薬) レドルパー錠0.25mg (大原薬品工業＝旭化成ファーマ) レンデム錠0.25mg・D錠0.25mg (メディサ新薬＝沢井製薬) レンドルミン錠0.25mg・D錠0.25mg (日本ベーリンガーインゲルハイム) ロンフルマン錠0.25mg (共和薬品工業)
プロマゼパム	セニラン細粒1%・錠2mg・錠5mg (サンド＝日本ジェネリック) セニラン錠1mg・3mg・坐剤3mg (サンド) レキソタン細粒1%・錠1・錠2・錠5 (中外製薬＝エーザイ)
ペモリン	ベタナミン錠10mg・錠25mg・錠50mg (三和化学研究所)
マジンドール	サノレックス錠0.5mg (ノバルティスファーマ)
ミダゾラム	ドルミカム注射液10mg (アステラス製薬) ミダゾラム注10mg「サンド」 (サンド＝富士製薬工業) ミダゾラム注射液10mg「タイヨー」 (大洋薬品工業)
メダゼパム	パムネース細粒・錠2・錠5 (東邦新薬) メダゼパム錠2 (ツルハラ)・錠5 (ツルハラ) (鶴原製薬) レスミット錠2・錠5 (塩野義製薬)
ロフラゼブ酸エチル	アズトレム錠1mg・錠2mg (高田製薬) ジメトックス錠1・錠2 (日医工ファーマ＝三和化学研究所) スカルナーゼ錠1mg・錠2mg (東和薬品) メイラックス細粒1%・錠1mg・錠2mg (Meiji Seika ファルマ) メデタックス錠1・錠2 (メディサ新薬＝沢井製薬) ロンラックス錠1mg・錠2mg (シオノケミカル＝マイラン製薬＝興和テバ)
ロラゼパム	アズロゲン錠0.5・錠1.0 (高田製薬) ユーパン錠0.5mg・錠1.0mg (沢井製薬) ワイパックス錠0.5・錠1.0 (ファイザー製薬＝武田薬品工業)
ロルメタゼパム	エバミール錠1.0 (バイエル薬品) ロラメット錠1.0 (あすか製薬＝武田薬品工業)

- 注1) 会社名の表記 (A) A社 … 製造販売業者
(A=B) A社 … 製造販売業者 B社 … 販売元、発売元等
(A=B=C) A社 … 製造販売業者 B社、C社 … 販売元、発売元等
- 注2) <経>：平成24年3月31日までの使用期限の経過措置品目